

第1章 総説

教育の目的は、教育基本法第1条に述べられているように「人格の完成をめざす」ところにあるが、まさに道徳教育は、この人格の形成の基本にかかわるものである。

- (1) 道徳性のとらえ方
道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性
- (2) 道徳性の発達
道徳性は、生まれたときから身に付けているのではない。人間は、道徳性の萌芽をもって生まれてくる。
- ア よりよく生きる力を引き出す
よりよく生きようとする力を諸能力の発達に合わせて自らが引き出していくこと
 - イ かかわりを豊かにする
体験等の広がりに合わせて豊かなかかわりを発展させていくこと
 - ウ 道徳的価値の自覚を深める
認識能力や心情等の発達に合わせて道徳的価値の自覚を深められるようにしていくこと

- 中学校における道徳の指導は、小学校及び高等学校との関連を十分考慮して行う必要がある。(後略)
- (1) 道徳の目標や内容の精神を日常生活に生かす
 - (2) 教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深める
 - (3) 豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成を図る
 - (4) 生徒の心の理解を深め、実態に応じた指導を工夫する
 - (5) 家庭や地域社会との連携を深める

1 道徳の意義

人格の完成をめざす [教育基本法第1条]

2 道徳性の発達と道徳教育

(3) 生徒の道徳性の発達を促すために

3 生徒を取り巻く社会の変化と道徳教育

4 指導の指針

- ア 自己の探究、理想の追求と自律の尊重
- イ 人間性の広がりと親密化
- ウ 社会の一員としての自覚のめばえ
- エ 自然や人間の力を超えたものへの謙虚な態度の涵養

(前略) 眼前の事柄をただ表面的にとらえるだけでなく、その人間にとって深い意味を感得することも不可能なことではない。(中略) それは、生徒の中に感謝の心や謙虚さ、あるいは人間の力を超えたものへの畏敬の念などはぐくむことにつながると考えられる。

- (1) 家庭や地域の教育力の低下への対処
- (2) 社会全体のモラル低下への対処
- (3) 社会体験、自然体験の不足への対処
- (4) 国際化、情報化、環境問題、福祉・健康などへの対処
- (5) 社会の変化が求める学校の道徳教育への課題

第2章 道徳の目標及び内容

1 道徳教育の目標 「学習指導要領」「第1章 総則」の「第1の2」と「第3章 道徳」の「第1 目標」

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、**道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度**などの道徳性を養うこととする。(後略)

- 道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。
- 道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。
- 道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。
- また、この他に、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方であり、その最も基本となるものが基本的な生活習慣と呼ばれている。

2 内容構成の考え方 「第2章 第2節 道徳の目標及び内容」

4つの内容項目

